

長野県告示第433号

平成17年長野県告示第300号(水防警報を行う河川及び湖沼の指定)の一部を次のように改正します。

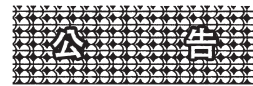
平成18年9月4日

長野県知事 村井 仁

本則の表以外の部分中「第10条の6第1項」を「第16条第1項」に改め、本則の表中

「 左岸 小県郡丸子町大字依田 (大屋橋) まで 右岸 上田市大字大屋 」を	
「 左岸 上田市塩川 (大屋橋) まで 右岸 上田市大屋 」に、	
「 左岸 大町市大字大町 (高瀬橋) から 右岸 大町市大字常盤 東筑摩郡明科町大字七貴 (犀川合流点) まで 南安曇郡穂高町大字北穂高 」を	
「 南安曇郡穂高町大字有明 (乳川合流点) から 左岸 南安曇郡穂高町大字北穂高 (安曇野大橋) まで 右岸 南安曇郡穂高町大字穂高 」	
「 左岸 大町市大町 (高瀬橋) から 右岸 大町市常盤 安曇野市明科七貴 (犀川合流点) まで 安曇野市穂高北穂高 」に、	
「 安曇野市穂高有明 (乳川合流点) から 左岸 安曇野市穂高北穂高 (安曇野大橋) まで 右岸 安曇野市穂高 」	
「 小県郡和田村大字上和田 (観音橋) から 小県郡丸子町大字長瀬 (千曲川合流点) まで 」を	
「 小県郡長和町和田 (観音橋) から 上田市長瀬 (千曲川合流点) まで 」に、	
「 下伊那郡南信濃村大字押出 (押出橋) から 下伊那郡南信濃村大字尾之島 (八重河内川合流点) まで 」を	
「 下伊那郡南信濃村大字柳瀬 (月の島橋) から 下伊那郡南信濃村大字大町 (宮の前橋) まで 」	
「 飯田市南信濃村押出 (押出橋) から 飯田市南信濃尾之島 (八重河内川合流点) まで 」に、	
「 飯田市南信濃柳瀬 (月の島橋) から 飯田市南信濃大町 (宮の前橋) まで 」	
「 左岸 木曽郡木曽福島町出尻 (城山発電所) から 右岸 木曽郡木曽福島町上野 」を	
「 左岸 木曽郡木曽町出尻 (城山発電所) から 右岸 木曽郡木曽町 」に改める。	

河川チーム



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年9月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成18年8月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人サポートC
- 3 代表者の氏名
小川 哲 男
- 4 主たる事務所の所在地
長野県茅野市仲町1番22号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、市民に対して、芸術文化活動の推進と支援に関する事業を行い、文化的な地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年9月4日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成18年8月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人サポートセンターたつまち
- 3 代表者の氏名
富澤 由明
- 4 主たる事務所の所在地
長野県須坂市大字須坂1525番地3
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるように、必要な生活の支援・介護、さらに生活の自立を目指したりハビリを行う。又、子育て家庭への支援を行う。以上の実践をとおして誰もが、安心して健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年9月4日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成18年8月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 心
- 3 代表者の氏名
宮 澤 史 人
- 4 主たる事務所の所在地
長野県飯田市松尾上溝6301番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、要介護度認定で要介護者と認定された痴呆の状態にある方に対して、家庭的雰囲気の中で入浴、排泄、食事などの日常的介護及び機能回復訓練に取組み、利用者自身の人間としての尊厳を保ちながら生活できるように介護サービスを痴呆対応型共同生活介護計画に基づいて提供し、真のノーマライゼーションの実現を達成し、人間性あふれた住みやすい社会の創造に寄与する事を目的とする。

NPO推進チーム

公告

平成18年度後期技能検定を次のとおり行います。

平成18年9月4日

長野県知事 村 井 仁

- 1 試験区分
試験区分は、特級、1級、2級、3級及び単一等級の技能検定とし、それぞれ実技試験及び学科試験を行います。
- 2 実施職種及び試験の期日

(1) 学科試験

ア 特級

検 定 職 種 及 び 作 業 名	期 日
鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造	平成19年 2月4日 (日)

イ 1級、2級、3級及び単一等級

検 定 職 種 及 び 作 業 名	期 日
機械検査 婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメーカーに係るものに限る。） 菓子製造（和菓子製造に係るものに限る。） 配管（建築配管に係るものに限る。） 型枠施工 鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。） ガラス施工 金属材料試験（組織試験に係るものに限る。）	平成19年 1月28日 (日)
空気圧装置組立て 農業機械整備 冷凍空調和機器施工 石材施工（石材加工に係るものに限る。） みそ製造 建築大工（1級及び2級大工工事に係るものに限る。） かわらぶき 防水施工（アスファルト防水工事 合成ゴム系シート防水工事 塩化ビニル系シート防水工事 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。） 機械・プラント製図（機械製図手書き 機械製図CADに係るものに限る。） 塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。） さく井（ロータリ式さく井工に係るものに限る。） 金型製作（プラスチック成形用金型製作に係るものに限る。） 工場板金（機械板金 数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。） 鉄道車両製造・整備（走行装置整備 鉄道車両点検・調整に係るものに限る。） 時計修理 パン製造 コンクリート圧送施工 樹脂接着剤注入施工	平成19年 2月4日 (日)
半導体製品製造 プリント配線板製造 光学機器製造（光学機器組立てに係るものに限る。） 製版（DTPに係るものに限る。） プラスチック成形（3級射出成形に係るものに限る。） 機械保全（3級を除く 機械系保全 電気系保全 設備診断に係るものに限る。） 枠組壁建築	平成19年 2月11日 (日)

(2) 実技試験

平成18年11月24日（金）から平成19年2月18日（日）までの間において別途指定する期日に、上記学科試験と同一職種において実施します。

3 実施場所

別途長野県職業能力開発協会から通知します。

4 実技試験問題の公表

平成18年11月17日（金）から長野県職業能力開発協会で行います（一部の職種を除く。）。

5 受検資格

(1) 特級の技能検定試験

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第45条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の規定に該当する者

(2) 1級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の2の規定に該当する者

(3) 2級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の3の規定に該当する者

(4) 3級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の4の規定に該当する者

(5) 単一等級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の6の規定に該当する者

6 受検手続

(1) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にとっては、その資格を証する書面

(2) 書類の提出先

長野市大字南長野南県町688-2 (郵便番号 380-0836)
 (長野県婦人会館 3階)
 長野県職業能力開発協会
 電話番号 026(234)9050

(郵送による場合は書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書」と朱書きしてください。)

(3) 受付期間

平成18年9月25日(月)から平成18年10月6日(金)まで
 (郵送による場合は、平成18年10月6日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

(4) 手数料

特級、1級、2級、3級及び単一等級ともに、申請書を提出する際に、長野県職業能力開発協会が定める方法によって手数料を納付してください。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にとっては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付は不要です。

ア 学科試験

3,100円

イ 実技試験

- (7) 特級、1級、2級、3級(在校生が受検する場合を除く。)及び単一等級

検 定 職 種	金 額
鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査(特級に限る。) ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造(特級に限る。) 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造 さく井 鉄道車両製造・整備 時計修理 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 製版 石材施工 菓子製造 みそ製造 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装 枠組壁建築 樹脂接着剤注入施工	15,700円
機械検査(1級、2級及び3級に限る。) 婦人子供服製造(1級及び2級に限る。)	13,000円
機械・プラント製図	11,500円

- (イ) 3級(在校生が受検する場合に限る。)

検 定 職 種	金 額
プリント配線板製造 時計修理 冷凍空気調和機器施工 プラスチック成形 配管	10,500円
機械検査	8,700円
機械・プラント製図	7,700円

(注) 「在校生」とは、次に掲げる者をいう。

- a 法第15条の6第1項各号に掲げる施設、法第25条の規定により設置された職業訓練施設又は法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において訓練を受けている者(規則第9条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者その他知事が別に定める者を除く。)
- b 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校に在学する者

7 合格者の発表

平成19年3月13日(火)に長野県公式ホームページ、県庁東側掲示板、工科短期大学校、技術専門学校、長野県認定の職業能力開発校及び雇用・能力開発機構職業能力開発促進センターに掲示するほか、合格者には直接通知します。

8 その他

申請書の用紙及び受検案内は、長野県職業能力開発協会、長野県商工部雇用・人材育成チーム、工科短期大学校、技術専門学校、長野県認定の職業能力開発校及び雇用・能力開発機構職業能力開発促進センターで配布します(郵送を希望する場合は、切手140円相当分を同封の上、長野県商工部雇用・人材育成チームあて申請してください。)

雇用・人材育成チーム

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、佐久都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成18年9月4日

長野県知事 村 井 仁

1 開催日時及び場所

- (1) 日時 平成18年9月27日（水）午後2時から
- (2) 場所 佐久市役所 8階大会議室
佐久市中込3056

2 都市計画の変更案の概要

- (1) 都市計画道路の変更案
佐久都市計画道路 3・5・16号千歳線
平成14年長野県告示第548号の土地の区域のうち、佐久市岩村田の一部を変更します。（別紙素案のとおり）
- (2) 変更案の閲覧
公告の日から平成18年9月20日（水）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画の変更に係る区域内の住民その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間
公告の日から平成18年9月20日（水）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限り。）
- (3) 公述申出書の提出先
長野県土木部都市計画チーム、長野県佐久建設事務所整備チーム又は佐久市建設部都市計画課
- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。